

府中市条件付一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）

平成 23 年 4 月 1 日	制 定
平成 24 年 4 月 1 日	一部改正
平成 26 年 4 月 1 日	一部改正
平成 26 年 7 月 1 日	一部改正
平成 27 年 4 月 1 日	一部改正
平成 28 年 4 月 1 日	一部改正
平成 30 年 4 月 1 日	一部改正

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、府中市が実施する、入札後に入札に参加する者に必要な資格を審査する条件付一般競争入札（以下「事後審査型条件付一般競争入札」という。）事務に関し、法令又は他の規則等に特別な定めがあるもののほか必要な事項を定める。

（対象工事）

第 2 条 事後審査型条件付一般競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、請負対象設計金額が 130 万円以上の工事とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、対象工事としないことができる。

（入札参加資格要件）

第 3 条 入札に参加しようとする者に必要な資格の要件（以下「資格要件」という。）として、次の事項を定めるものとする。

- （1）対象工事に係る業種について、府中市建設工事等競争参加資格審査事務処理要領（平成 14 年 12 月 1 日制定）に基づく入札参加資格の認定を受けている者
- （2）対象工事の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、府中市の指名除外措置を受けていない者
- （3）対象工事の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けていない者
- （4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者である場合にあつては、手続開始の決定がされていること
- （5）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者である場合にあつては、手続開始の決定がされていること
- （6）対象工事に係る設計業務等の受注者以外の者であつて、かつ、当該受注者と資本及び人事面において関連がない者であること

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと

2 対象案件ごとに必要と認めるときは、次に掲げる事項を資格要件として、前項の要件に加えることができるものとする。

(1) 対象工事の業種に係る建設業法第3条に規定する建設業の許可の種類及び区分

(2) 対象工事の業種に係る建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた営業所（以下「営業所」という。）又は主たる営業所の所在地

(3) 前項第1号の認定時における対象工事の業種に係る経営事項審査の総合評定値及び年平均完成工事高

(4) 対象工事と同種・同規模の工事（原則として当該発注工事の規模の80%以上の工事とする。）の元請施工実績（原則として直近10年以内の実績とし、かつ、特定共同企業体の構成員としての実績は、原則として出資比率20%以上の場合のものとする。）

(5) 対象工事に必要な監理技術者又は主任技術者の資格及び経験を有する者（原則として直近10年以内の経験とする。）を配置（専任配置を条件とすることができる。）できること

(6) 地域保全型の実績

(7) 工事成績評定点

(8) その他必要と認める事項

3 特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）に工事を発注する場合は、特定共同企業体の構成員の資格要件として、次の事項を定めるものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、別に資格要件を定めることができるものとする。

(1) 構成員のすべてが前項に掲げる資格要件を満たす者であること。ただし、特定共同企業体の代表者以外の構成員については、前項第4号の要件を付さないことができるものとする。

(2) 構成員のうち少なくとも1者は、建設業法第3条第1項の営業所を府中市内又は指定する地域に有している者であること

(3) 他の特定共同企業体の構成員と一定の資本関係又は人的関係のない者であること。また、各構成員は対象工事に係る二以上の特定共同企業体構成員でないこと

（入札参加資格要件の決定等）

第4条 契約担当課長は、対象工事を発注する工事主管課長と協議のうえ、府中市建設工事執行規則（平成11年府中市規則第12号。以下「規則」という。）第13条に規定する公告の案を作成し、あらかじめ別に定める府中市建設工事入札参加資格等審査会設置要綱（昭和57年府中市告示第53号）に規定する府中市

建設工事入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとする。

2 対象工事の入札参加資格要件は、審査会の議を経て決定するものとする。

（公告）

第5条 市長は、審査会の議を経て、府中市契約規則（平成28年府中市規則第8号）第5条の規定により、掲示又は情報通信ネットワークを利用した方法によって公告し、必要がある場合は、その概要を新聞紙等に掲載する。

（予定価格の事前公表）

第6条 対象工事の予定価格を前条の公告の中に記載し、事前に公表するものとする。

（設計図書等の閲覧等）

第7条 対象工事の設計図書等は、公告に定める期間及び場所において閲覧に供する。

2 設計図書等は、入札参加予定者のうち、希望する者に対して有料で配布する。

3 設計図書に対する質問は、設計図書質問書（別記様式第1号）により公告に定める時期及び場所において受け付けるものとし、質問に対する回答は閲覧に供する。

（入札の方法）

第8条 事後審査型条件付一般競争入札は、原則として、府中市電子入札実施要領（平成20年府中市告示第149号。以下「電子入札要領」という。）に定めるところにより電子入札システム（県の機関等の使用に係る電子計算機（端末を含む。以下同じ。）と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を利用して、入札から落札者決定までの手続きを処理するシステムをいう。以下同じ。）を使用して行うものとする（電子入札の対象とする。）。ただし、市長が必要と認めた場合は、書面入札（電子入札システムを使用しないで入札から落札者決定までの手続きを行う入札等をいう。）によることができる。

（特定共同企業体に発注する場合の取扱い）

第9条 特定共同企業体の代表者は、公告等に定める日までに、別に定める共同企業体入札参加資格審査申請書を市長に提出し、市長の認定を受けなければならない。

2 その他特定共同企業体に発注する場合の取扱いは、この要綱に定めるもののほか府中市建設工事共同企業体取扱要綱（昭和14年府中市告示第101号）の定めるところによる。

（入札の手続）

第10条 事後審査型条件付一般競争入札に参加しようとする者は、対象工事の公告に定める期限までに入札書を提出しなければならない。

（工事費内訳書の提出）

第11条 対象工事の入札参加者は、入札書の提出に併せ、当該工事に係る工事費

内訳書を市長に提出しなければならない。

- 2 入札の際に工事費内訳書の提出がない者は、入札に参加することができない。
- 3 工事費内訳書については、本工事・附帯工事内訳書（種別程度）の記載を求めるが、様式は、指定しないものとする。
- 4 入札に参加した者は、その提出した入札書又は工事費内訳書を書換え、引換え又は撤回することができない。
- 5 提出された工事費内訳書が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該工事費内訳書を提出した入札参加者は資格要件を満たしていないものとして、入札を無効とする。
 - (1) 記名押印がない場合（電子入札システムを使用して提出された工事費内訳書を除く。）
 - (2) 工事名に誤りがある場合
 - (3) 本工事・附帯工事内訳書（種別程度）の記載がない場合
 - (4) 入札書に記載した価格と入札時に提出された工事費内訳書に記載している工事費総額が相違している場合
- 6 工事費内訳書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 7 提出された工事費内訳書については返却しないものとする。

（入札及び開札の手続）

第12条 入札執行者は、電子入札要領に定めるところにより電子入札システムを使って入札書を一括開札するものとする。ただし、当該入札が書面入札である場合は、電子入札システムを使用することなく、公告した入札の場所において、開札時刻になったことを確認した後に入札者を立ち合せて開札を行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

- 2 入札執行者は、開札の結果、第一落札候補者（低入札価格調査制度対象工事（地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により落札者を決定する工事をいう。以下同じ。）にあっては、予定価格以下の価格で入札を行った者のうち最低価格入札者をいい、最低制限価格制度対象工事（地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により落札者を決定する工事をいう。以下同じ。）にあっては、最低制限価格以上かつ予定価格以下の価格で入札を行った者のうちの最低価格入札者をいう。ただし最低価格入札者が二人以上ある場合には、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって選ばれた1人の入札者に限る。以下同じ。）を選定するものとする。

なお、当該入札が書面入札である場合であって、最低価格入札者が二人以上あるときは、電子入札システムを使用することなく、これらの者にくじを引かせて一人の第一落札候補者を選定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、前項の当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

3 入札執行者は、第1項及び第2項の手続き終了後、落札者を決定しないで開札手続きを終了するものとする。その際、入札執行者は、各入札者の入札金額を読み上げることなく、「資格要件の確認後、後日落札者を決定する。落札者を決定したときは、通知又は連絡する。」旨を宣言するものとする。ただし、当該工事が低入札価格調査制度対象工事である場合において、調査基準価格を下回る価格の入札があったときは、「資格要件の確認と併せて低入札価格調査を行ったうえで、後日落札者を決定する。」旨の宣言を行うものとする。

(資格要件確認書類の提出)

第13条 市長は、前条の開札手続きの終了後、第一落札候補者に対し、公告に定める資格要件に応じて、次に掲げる書類を指定する期限までに提出するよう、資格要件確認書類提出依頼書（別記様式第2号）により求めるものとする。

- (1) 資格要件確認書類提出書（別記様式第3号）
- (2) 誓約書（別記様式第4号）
- (3) 建設工事施工実績調書（別記様式第5号）
- (4) 技術者の資格・工事経験調書（別記様式第6号）
- (5) その他別に指定する書類

2 市長は、必要に応じて第一落札候補者以外の入札者に対しても資格要件確認書類の提出を求めることができる。

3 第1項及び第2項にかかわらず、市長は、指定する日までに指定する方法で、全ての入札参加者が資格要件確認書類を提出することを公告により定めることができるものとする。

4 第1項又は第2項により市長から資格要件確認書類の提出を求められた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとして入札を無効とする。この場合においては、その者に対し指名除外措置を行うことがある。

- (1) 市長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合
- (2) 資格要件の確認のために契約担当課長が行った指示に従わない場合
- (3) 提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合

5 資格要件確認書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

6 提出された資格要件確認書類等の扱いは、府中市情報公開条例（平成11年府中市条例第16号）の規定に基づくものとする。

(技術者の資格・工事経験調書に記載する配置予定技術者の取扱い)

第14条 配置予定技術者は、契約日時点において配置できる技術者を記載するものとする。

なお、資格要件確認書類を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。）の記載を認めるものとする。

- 2 資格要件確認書類の提出期限の翌日以降は、配置予定技術者の変更・差替え等は認めないものとする。
- 3 落札後、工事の施工に当たって、技術者の資格・工事経験調書に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限るものとする。
- 4 工期の延伸等により、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、府中市建設業者等指名除外基準要綱に基づく指名除外を措置することがある。

(落札者の決定方法)

第15条 請負対象設計金額が1,000万円以上である工事の入札については、低入札価格調査制度対象工事とし、請負対象設計金額が1,000万円未満である工事の入札については、最低制限価格制度対象工事とするものとする。

- 2 入札執行者は、第一落札候補者から提出を受けた資格要件確認書類等により対象工事の入札参加資格の審査を行い、資格要件を満たしていることが確認できる場合は、その者が資格要件を満たしている旨の決定をするものとする。第一落札候補者について資格要件を満たしていることが確認できない場合（第11条第5項又は第13条第3項の規定により資格要件を満たしていないものとみなす場合を含む。）は、その者が資格要件を満たしていない旨の決定をし、以下資格要件を満たしている旨の決定をするまで順次、資格要件を満たしていない旨の決定がされた者を除く最低価格入札者から第13条の規定に準じて資格要件確認書類を提出させ、同様の審査を行うものとする。この場合において、資格要件を満たしていない旨の決定がされた者を除く最低価格入札者が2人以上あるときは、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって（当該入札が書面入札であるときは、電子入札システムによらないくじ引きによって）落札候補者として選ばれた一人の入札者について、優先的に審査して資格要件の確認を行うものとする。
- 3 前項の資格を満たしている旨の決定は、審査会の承認を得た後、市長の決裁を受けて行うものとし、前項の資格要件を満たしていない旨の決定は、審査会の議を経た後、市長の決裁を受けて行うものとする。
- 4 第2項及び第3項の規定により資格要件を満たしている旨の決定がなされた場合には、入札執行者が落札者を決定したうえで、市長は、その旨を対象工事の入札に参加したすべての者に通知するものとする。
- 5 第2項の規定により審査を行った結果対象工事の資格要件を満たしていると認められる者が、低入札価格調査制度対象工事において調査基準価格を下回る価格で入札を行った者である場合は、府中市低入札価格調査制度運営要綱に基づいて落札者を決定するものとする。

(対象工事の資格要件を満たさない者の取扱い)

第16条 第15条第2項及び第15条第3項の規定により資格要件を満たしてい

ない旨の決定がなされた場合には、入札執行者が入札の無効を決定したうえで、市長は、その旨及びその理由を入札参加資格不適格通知書（別記様式第7号）により当該入札参加者に通知するものとする。

2 前項の規定により入札を無効とされた者は、前項の通知を行った日から起算して3日以内に、市長に説明を求めることができる。

3 前項の規定により説明の請求があった場合、市長は速やかにその説明を行うものとする。

（入札の打切り）

第17条 市長は、本競争入札を行った結果、落札者が決定しないときは、指名競争入札の手続によることができるものとする。

（入札結果の公表）

第18条 建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務処理要領（平成13年7月1日制定）の規定により入札結果等を閲覧に供する。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に公告した建設工事については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。